

【事業の必要性】

○こども相談センターは、児童福祉施設最低基準を満たしていない。

○平成28年児童福祉法改正及び平成30年に厚生労働省が策定した児童虐待防止体制総合強化プランにより児童福祉司等の専門職員を増員する必要があるが、面接室や事務スペース等が不足する。

児童養護施設に係る児童福祉施設最低基準

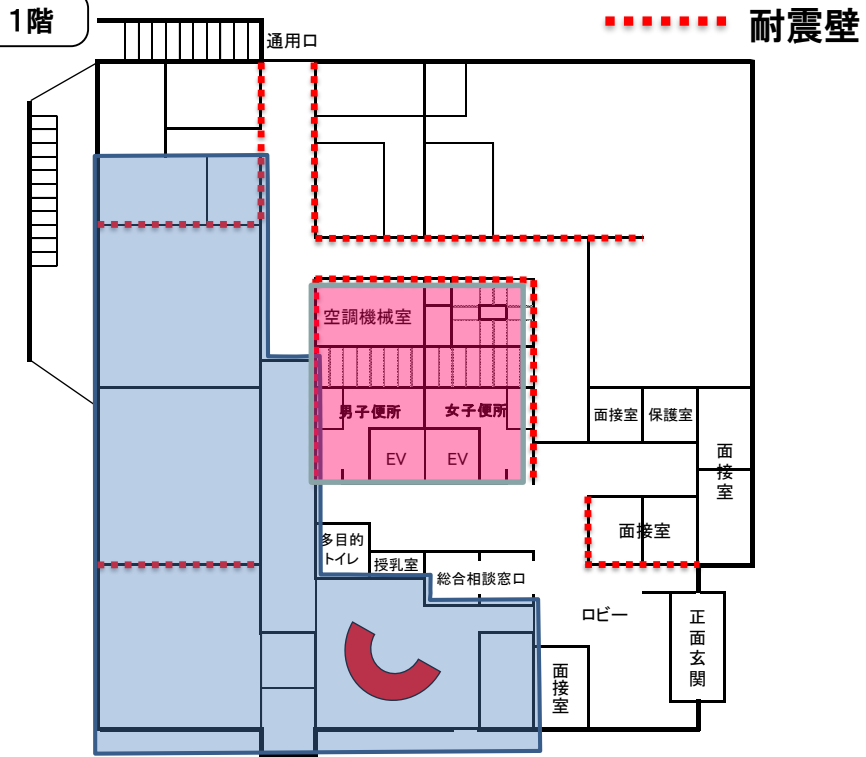
設備基準の改善点	平成23年6月改正（現行基準）	改正以前（旧基準）
居室面積（1人当たり）の引上げ	児童4.95㎡以上（乳幼児3.3㎡以上）	児童3.3㎡以上（前回改正→平成10年）
居室定員の上限の引上げ	児童4人以下（乳幼児6人以下）	児童15人以下（前回改正→昭和23年）
	南部こども相談センター	（中央）こども相談センター

一時保護ガイドライン抜粋（平成30年7月6日付け厚生労働省通知より）

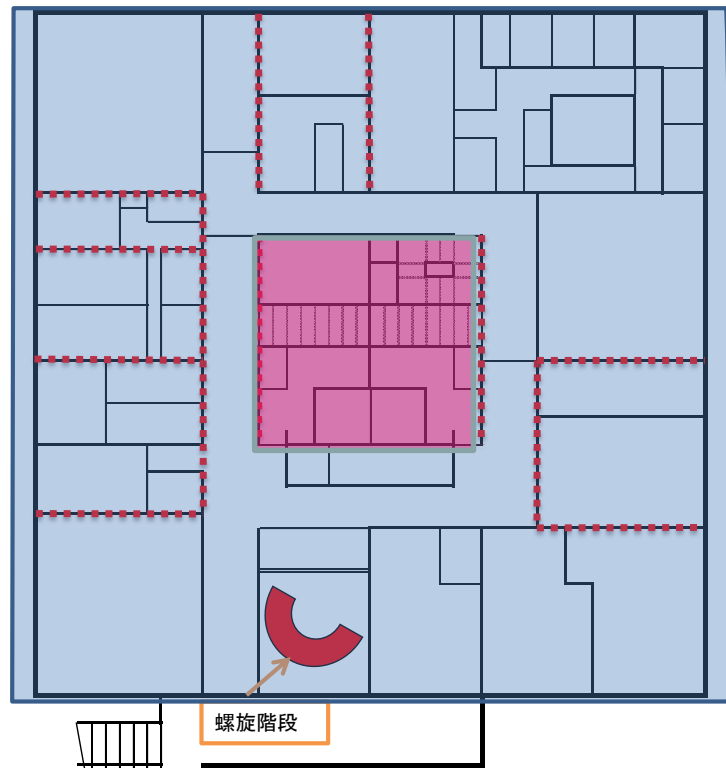
- ・ **原則として個室対応を基本**とし、個別対応を可能とするような職員配置や環境整備を行うなど、一人一人の子どもの状況に応じた適切な支援の確保に配慮し、子どもが安全感や安心感を持てる生活の保障に努めなければならない。
- ・ 一時保護が必要な子どもについては、その年齢も、また一時保護を要する背景も虐待や非行など様々であることから、**一時保護に際しては、こうした一人一人の子どもの状況に応じた適切な支援を確保**し、子どもにとっての一時保護の意味を十分考慮に入れた、子どもに安心感をもたらすような十分な共感的対応を基本とした、個別化された丁寧なケアが必要となる。

【事業の必要性】

こども相談センター改修の困難性



2階



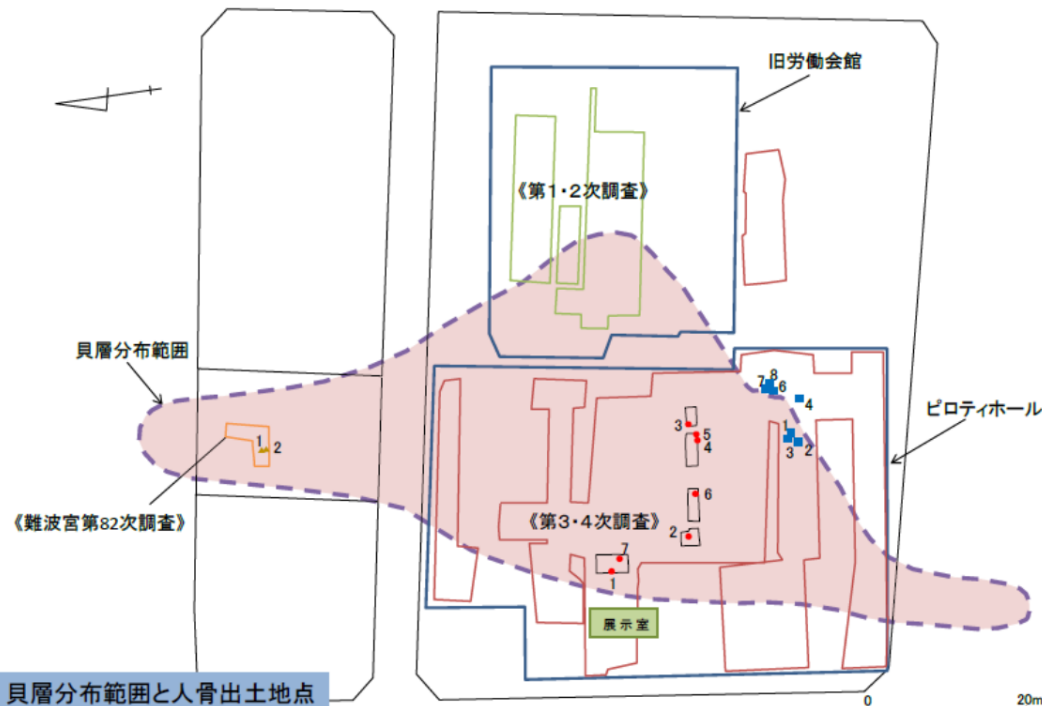
- ・ 各所に耐震壁が設けられていることや、中央部分に非常階段やエレベーターがあり、設計上大きな制約になることから、個室化に向けた改修が実施できない。

【事業の必要性】

こども相談センター建替えの困難性

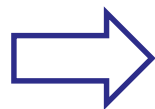
埋蔵文化財

- 現在のピロティホール、及びこども相談センターの敷地には、「森の宮遺跡（縄文時代の貝塚、人骨等）」がある。本格調査が終了していないので、建物を解体後、調査が必要である。
 - 歴史的価値の高いものが出土すると史跡指定され建設できない可能性がある。
 - 調査期間100m²当たり2か月→2～3年
 - 調査費 1 m²当たり10万→全体3億5千万円
- 史跡指定されると建築ができなくなる可能性があるうえ、埋蔵文化財の調査に2～3年要する。



仮設費

- 現在のこども相談センターを改修又は敷地での建替えを実施する場合、仮設の事務所及び一時保護所がいるが、その仮設建築費の見込み額が、10億程度となる。（参考：鉄骨造の場合の仮庁舎の建築単価25万円/m²）



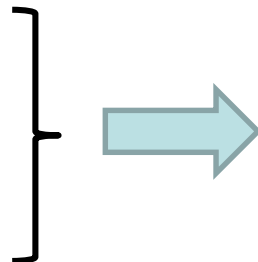
現施設の改修や建替えはできず、建替え移転する必要がある

【事業効果の妥当性】

児童相談所の環境改善や機能強化

居室の個室対応

家庭仕様の浴室・トイレ・
リビングルームなどの整備



◆ 一時保護所の生活環境改善

開放的環境の整備
(開放型一時保護所の整備)



◆ こどもの権利擁護

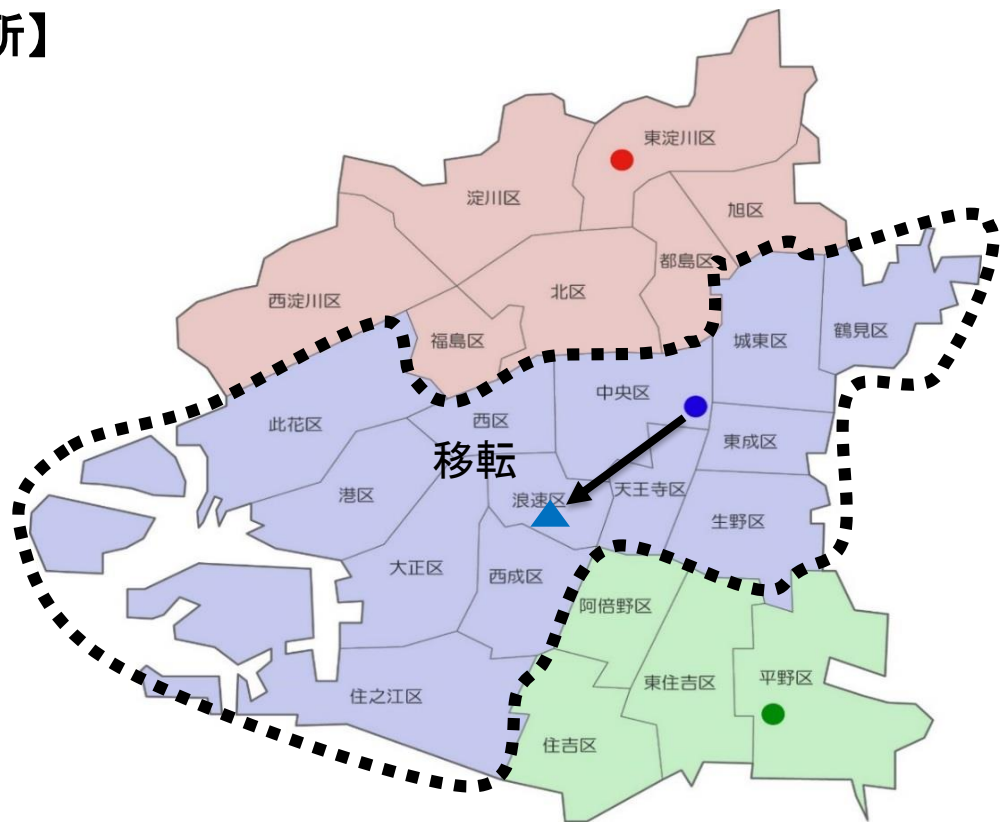
児童福祉司及び児童心理司の
増員



◆ 児童相談所の機能強化

【事業費等の妥当性】

【実施場所】



【現在のこども相談センター位置図】 ●●●